

京 都 大 学 組 換 え D N A 実 験 安 全 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 4 条 京都大学に組換えDNA実験安全委員会 (以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、組換えDNA実験に係る安全の確保に関し必要な事項を調査審議する。</p> <p>第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 組換えDNA実験に係る研究領域の教授又は准教授 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) <u>保健管理センターの所長</u></p> <p>(4) <u>環境安全衛生部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第1号、第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第 4 条</p> <p>2</p> <p>第 5 条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>環境安全保健機構健康管理部門長</u></p> <p>(4) <u>施設部長</u></p> <p>(5)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 2 5 条 <u>保健管理センターの所長</u>は、実験従事者に対して、京都大学安全衛生管理規程 (平成16年達示第118号)に定める健康診断のほか、その実験の開始前に、及び開始後1年を超えない期間 (病原微生物を取り扱う場合には、6月を超えない期間) ごとに健康診断を実施しなければならない。</p> <p>2 <u>保健管理センターの所長</u>は、実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、その実験の開始前に予防治療の方策について、あらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワクチン、血清等を準備するものとする。</p> <p>3 <u>保健管理センターの所長</u>は、P3レベル以上の実験区域で実験が行われる場合には、実験開始前に実験従事者の血清を採取し、実験終了後2年間、これを保存するものとする。</p> <p>4 <u>保健管理センターの所長</u>は、実験室又は大量培養実験区域内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置をとるものとする。</p> <p>5 第1項及び前項の健康診断の検査の項目は、総長が別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 5 条 <u>環境安全保健機構長</u>(以下「機構長」という。)は、実験従事者に対して、京都大学安全衛生管理規程 (平成16年達示第118号)に定める健康診断のほか、その実験の開始前に、及び開始後1年を超えない期間 (病原微生物を取り扱う場合には、6月を超えない期間) ごとに健康診断を実施しなければならない。</p> <p>2 <u>機構長</u>は、実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、その実験の開始前に予防治療の方策について、あらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワクチン、血清等を準備するものとする。</p> <p>3 <u>機構長</u>は、P3レベル以上の実験区域で実験が行われる場合には、実験開始前に実験従事者の血清を採取し、実験終了後2年間、これを保存するものとする。</p> <p>4 <u>機構長</u>は、実験室又は大量培養実験区域内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置をとるものとする。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>